

道路工事施行承認申請（道路法第24条）の手引き

松山市役所 都市整備部道路河川管理課

TEL 089 - 948 - 6834

FAX 089 - 934 - 1213

・道路工事施行承認申請に係る提出書類

申請時には次に掲げる書類の提出が必要です。提出部数は添付書類等含め全て**2部提出**。
(1部はコピーでも可)

1. 道路工事施行承認申請書

必要事項を記入。

2. 誓約書

申請に対し誓約する事項が書かれています。署名。

施工条件等により別途追加事項を指示する場合があります。

3. 添付書類

1) 位置図、平面図、断面図、着工前写真

位置図 S = 1 : 50,000 または、S = 1 : 25,000 (住宅地図でも可)

現況平面図 S = 1 : 500 以上

計画平面図 S = 1 : 500 以上

計画横断面図 S = 1 : 100 程度

施工面積計算 S = 1 : 500 程度 (三斜法などにより図面に記入すること)

現況写真 計画を朱書きして添付すること。

下記については、工事の内容に応じて必要な図面を添付してください。

建物配置図 S = 1 : 500 程度 (計画平面図・建築図等に兼ねることが出来る)

計画縦断面図 S = 1 : 100 ~ 1 : 1,000

構造図 S = 1 : 50 程度

境界査定証明書 (写)

公図 (写)

2) 水路への架橋設置の場合は、土地改良区・水利組合の『承諾書』のコピー。

・承認申請後提出書類

1. 工事着手届

必要事項を記入し、工事着手前に提出 (1部)。

添付書類

1. 警察署長の『道路使用許可書』のコピー。

許可条件・保安施設設置図等も含む。

2. 法定外公共物の場合は、『法定外公共物使用許可書』のコピー

3. 開発行為に係る場合は、『開発行為許可書』のコピー

2. 工事完了届

必要事項を記入し工事完了後に提出 (1部)。

添付書類

着工前・施工状況・完了の写真。

・承認申請基準

1. 歩道乗入

歩道乗入の承認基準については、別紙「歩道乗入の承認基準」を参考にしてください。

2. 架橋設置

架橋設置については、「法定外水路使用許可運用基準」を参考にしてください。

(管理者と事前協議が必要な場合があります。)

水路の状況や使用用途によっては、道路管理者として基準とは異なる指示をする場合があります。

3. 舗装復旧

民地内での工事であっても、構造物の設置や撤去に伴い舗装への影響がある場合は、承認申請が必要です。なお、一般的な車道の舗装構成は、

上層路盤(RM-25)0.15m、表層(密粒アスコン)0.04

となります。ただし、路線によって異なる構成の場合があります。

また復旧範囲は、転圧可能な最低幅として0.40m以上は必要です。

4. ガードレールの撤去

ガードレール等の撤去を行う場合は、撤去後こちらで回収し再利用する場合がありますので、破損等ないように十分注意してください。

残存部分の切り口については、巻袖やエンドキャップの設置等危険防止措置を施してください。また、支柱を撤去する場合は、切り口をモルタル等で復旧してください。(図面等に明記すること)

5. 鉄板養生

解体工事により重機を使用する場合など、路面の保護として仮設鉄板にて養生を行う場合については、承認申請が必要です。設置から撤去までの期間を明確にしてください。

使用材料は、表面に滑り止め加工が施されたものを使用し、周囲はアスファルト合材等にてすり付けを行うなど段差を解消してください。(図面等に明記すること)

6. 植栽帯

植栽帯の撤去・復旧等については、市担当者及び松山市の指定造園業者と協議し、その指示に従ってください。なお街路樹を移植する場合は、道路管理課から移植場所を指示いたします。

7. その他

路面柵及び取付管の様に、管渠であっても道路構造物として引渡し、管理を道路管理者に委ねる構造物については、承認申請となります。(掘削・占用許可ではありません)